

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年3月1日

高 知 県

はじめに

近年、農業従事者の高齢化や農業経営体数、経営耕地面積の減少等が進む等、食料・農業・農村を取り巻く環境が大きく変化し、農業の持つ食と環境を支える機能が損なわれかねない状況にある。

そのような現状を踏まえ、今後の協同農業普及事業の運営においては農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号。以下「助長法」という。）の目的に沿って、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展、食料の安定供給の確保、農村の振興等に資する取組について国と都道府県の双方がそれぞれの役割を果たし推進する必要がある。

高知県では平成2年度、全国に先行して人口が自然減の状態に陥り、それ以降県経済の縮小や中山間地域の衰退を招く等、負のスパイラルをたどってきた。

この負のスパイラルに立ち向かい県経済の浮揚を図るため、平成21年度に「高知県産業振興計画」、平成24年度に「第2期高知県産業振興計画」、平成28年度には「第3期高知県産業振興計画」を策定し、官民協働による「人づくり」、「ものづくり」、「地域づくり」に取り組んできた。「産業振興計画」では、農業・林業・水産業・商工業・観光の五つの産業分野ごとに「産業成長戦略」として10年後の目指すべき姿を明記し、その実現に向けて具体的な目標を設定して取り組んできた。中でも、農業分野においては、「本県農産物の高付加価値化」、「中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化」、「新たな担い手の確保・育成と経営体の強化」及び「地域に根ざした農業クラスターの形成」を成長戦略の柱として取組を進めてきたところである。

令和2年度からは「第4期高知県産業振興計画」として、「生産力の向上と高付加価値化による産地の強化」、「中山間地域の農業を支える仕組みの再構築」、「流通・販売の支援強化」、「多様な担い手の確保・育成」及び「農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保」を戦略の柱に取組を進めている。

これらの推進のためには、「ものづくり」の支援や、「人づくり」、「地域づくり」を基本的役割とした普及事業に期待される分野が多く、普及指導センターには地域に最も密着した県の指導機関としての役割を果たしていくことが求められている。

このため、今後の協同農業普及事業の展開にあたっては、「助長法」の主旨を踏まえ、事業の一層の重点化、高度化、効率化を図るとともに、直接農業者に接して指導を行う普及指導員は、技術を核としたスペシャリスト機能とコーディネート機能の両機能を併せて発揮していくことが重要である。

ここに、令和2年8月31日に国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下、「運営指針」という。）を踏まえ、今後おおむね5か年における高知県の普及事業の基本的な方向と普及指導活動の内容を定めた、「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下、「実施方針」という。）を示す。

目 次

第1	普及指導活動の課題と方法に関する事項	1
1	普及指導活動の課題	1
2	普及指導活動の方法	2
第2	普及指導員の配置に関する事項	5
1	普及指導員の職務	5
2	普及指導員の配置	5
3	農業革新支援専門員の配置	5
第3	普及指導員の資質向上に関する事項	7
1	人材育成計画	7
2	向上を図るべき資質	7
3	資質向上の方法	7
第4	普及指導センター等の運営	9
1	普及指導センターの運営	9
2	農業革新支援センターの運営	9
第5	農業者研修教育施設における研修教育の充実強化	11
1	研修教育の内容の充実強化等	11
2	就農支援の取組の推進等	11
3	農業高校等の生徒への研修機会の提供等	11
4	社会人等への研修機会の提供等	11
5	農業者研修教育施設の学生等以外の就農希望者に対する研修の補完	11
6	先進的な農業者等による外部評価の実施	11
第6	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	12
1	農業振興センター業務の推進	12
2	他の部局や指導機関等との連携	12
3	男女共同参画社会の推進	12
4	学校教育との連携	12
別紙	協同農業普及事業において積極的に取り組む重点課題	13

第1 普及指導活動の課題と方法に関する事項

本県の農業・農村を維持発展させるためには、経営感覚に優れた自立的な農業経営体の育成や農業を核とした地域づくりを進めていく必要がある。

普及事業ではこうした農業・農村づくりを目指し、「運営指針」における普及指導活動の基本的な課題（1 担い手の育成・確保、2 スマート農業の実践等による生産・流通現場の技術革新・生産基盤の強化、3 気候変動への対応等環境対策の推進、4 食料の安定供給の確保、5 農村の振興、6 大規模自然災害等への対応）を踏まえ、「第4期高知県産業振興計画」における農業分野の成長戦略を柱に、次の課題に重点化して普及指導活動を推進する。（課題の取組内容は別紙に示す。）

また、農業者に接する際には、関連する国及び県の施策等の情報提供に努める。

1 普及指導活動の課題

(1) 生産力の向上と高付加価値化による産地の強化

環境制御等に最先端のデジタル技術を融合させた新たな技術の普及推進や園芸品目別総合支援等により生産性の向上を目指す。また、安全・安心で高品質な生産につながるIPM技術やGAP等、環境保全型農業のさらなる普及により、消費地に選ばれる産地づくりに取り組む。

酒米の生産振興や水田の有効活用に向けた有望品目への転換により水田農業の振興を図るとともに、農産加工等による売れる商品づくりや直販所支援等、6次産業化の取組を推進する。

- ア Next 次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進
- イ 環境保全型農業の推進
- ウ 園芸品目別総合支援
- エ 水田農業の振興
- オ 6次産業化の推進

(2) 中山間地域の農業を支える仕組みの再構築

市町村、JA等関係機関及び地域リーダーと連携し、地域の実情に応じて集落営農組織や中山間農業複合経営拠点の県内への整備を進めるとともに、その経営力の強化を図る取組を支援する。また、スマート農業の普及による労働生産性の向上や中山間地域に適した農産物等の生産振興に取り組み、中山間地域の農業・農村を地域全体で支え、維持・発展を図る仕組みを構築する。

- ア 集落営農組織等の整備推進
- イ 集落営農組織等の法人化の推進と経営発展への支援
- ウ 組織間連携の推進と連携の中核となる組織の育成
- エ スマート農業の普及推進
- オ 中山間地域に適した農産物等の生産振興

(3) 流通・販売の支援強化

「園芸王国高知」を支える基幹流通をさらに発展させるため、全国における県産園芸品の販売促進、販路拡大を支援する。また、県産農産物の多種多様な品目及びこだわりの逸品等の地産外商を強化し、直接取引等の多様な流通による外商拡大の取組を支援する。

さらに、本県の園芸品目の新たな需要を開拓するため、輸出に向けた産地の取組を支援する。

- ア 「園芸王国高知」を支える市場流通への取組支援
- イ 直接取引等多様な流通への取組支援
- ウ 農産物の輸出拡大に向けた取組支援

(4) 多様な担い手の確保・育成

産地が求める新規就農者の確保・育成に向け、産地提案型担い手確保対策や、新たな就農希

望者の掘り起こしと研修体制の強化を支援する。

農業経営体や集出荷場の労働力不足に対応するため、効果的なマッチングや援農者の受入体制の強化、農福連携の推進及び外国人材の受入れ等の取組を支援する。また、家族経営体の底上げや法人化の推進及び法人経営体の経営発展を支援する。

- ア 新規就農者の確保・育成
- イ 労働力の確保に向けた取組支援
- ウ 家族経営体の強化及び法人経営体の育成

(5) 農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保

地域ニーズの把握とほ場整備の実施に向けた地域の合意形成を支援する。また、農業を志向する企業や新規就農者等、担い手へ優良農地を集積するための取組を支援する。

- ア 基盤整備への合意形成支援
- イ 担い手への農地集積支援
- ウ 農地の維持管理への取組支援

(6) 地域特性を生かした農業・農村の振興

本県の地形や気候等、地域特性を生かした品目の生産振興等、による所得向上を図る取組を支援する。

また、遊休農地の有効利用、地産地消の推進、都市住民との交流活動等、地域資源を活用した新たな価値の創出や農村振興に関する取組を支援する。

さらに、自然災害や鳥獣被害の軽減対策、感染症等のリスクに備えるための取組等、営農を継続するうえで必要となる地域住民との合意形成及び対策を支援する。

- ア 地域特性を生かした品目の生産や地域資源の活用等による所得向上の取組支援
- イ 地域ぐるみで取組む鳥獣被害対策の推進
- ウ 自然災害や感染症等のリスクに備える取組の推進及び被災後の復旧支援

2 普及指導活動の方法

普及指導活動は、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて公的機関が担うべき分野の取組を強化し、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高い課題に重点化する。

また、普及指導センターを中心に、農業革新支援センター、試験研究機関、農業者研修教育施設による情報共有及び連携強化を図ることで一体的な取組の実施に努める。

さらに、課題の内容に応じて先進的な農業者をはじめ、市町村、関係団体、民間企業等と連携し、互いが担うべき役割を明確にして活動する。

(1) 重点化すべき課題に対応した取組の推進方向

普及指導活動の課題に取り組むうえで、「新規就農者等への支援」、「新技術導入支援」、「次世代型農業支援サービスの活用促進」、「農村における多様な人材等との連携」の事項について重点的に取り組む。

ア 担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

青年層を含む幅広い世代の就農・定着の促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営改善等の支援、新規就農者の受け皿となる農業経営体の法人化や企業の農業参入を推進する。

新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたり一貫的に支援する。また、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じ、効果的に支援する。

イ 地域における新技術導入支援及び新技術体系の確立

スマート農業に関する農業者等からの相談体制を整え、これまで進めてきた環境制御技

術のさらなる普及を図るとともに、試験研究機関や民間企業等と連携し、地域の現場環境に応じた I o P (Internet of plants) ・ I o T ・ A I ・ ロボット等の先端技術を組み入れた新たな技術体系の確立及び定着を図る。

※ I o P とは、多様な園芸作物の生理・生育情報の A I 等による可視化と利活用を実現するもの

ウ 次世代型農業支援サービスの活用促進を通じた農業経営支援

ドローン等の先端技術が生産現場の労働負荷軽減や経営改善に有効な場合、民間の作業代行等の次世代型農業支援サービスを活用し、農業経営の発展を支援するよう努める。

エ 農村における多様な人材・機関との連携

行政機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関及び他産業の関係者を含む多様な人材・機関を巻き込むコーディネート機能を発揮し、農村の課題解決を図るよう努める。

(2) 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

ア 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導センターは、I C T の活用や、データに基づき栽培技術・経営の最適化を図るデータ駆動型農業の推進等により、効果的かつ効果的な普及指導活動の実施に努める。また、全国的な情報通信ネットワークやこうち農業ネット、新聞、各種広報誌等の活用により農業者への有用な情報の迅速かつ効率的な収集及び発信に努める。なお、I C T の活用には、情報セキュリティを確保する。

イ 公的機関が担うべき分野における取組の強化

公的な立場である普及指導員が担うべき分野として以下の取組を強化する。

(ア) 地域農業で求められる技術革新の推進

(イ) 環境保全型農業の推進及び農産物の安全性確保

(ウ) 農業・農村の振興に係る課題解決のために必要な地域の合意形成支援

(エ) 新規就農者、新規参入企業等に対する支援

(オ) 女性農業者の活躍支援

(カ) 地球温暖化対策や自然災害等への対応

(キ) 鳥獣被害対策への支援

(ク) 農福連携の推進に対する支援

ウ 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

普及指導センターは、先進的な農業者や地域リーダー及び指導農業士等との意見・情報交換を密に実施し、パートナーシップの構築に努める。特に、普及指導計画の策定及び評価の際は、先進的な農業者等に意見を求め、計画の見直しや改善に反映させる。

「新規就農者の育成」、「農業者等が持つ先進的技術の普及」、「地域モデルの育成」等について、積極的に先進的な農業者等との協働に努める。また、将来の地域リーダー等の育成に努める。

エ 試験研究機関・民間企業等との連携

農業革新支援専門員をはじめ普及指導員は、国や県が行う研究開発の企画段階から、試験研究機関に対して現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えることで、より実用性の高い技術の開発に繋がるよう努める。また、研究開発された成果を活用し、地域の課題解決を図る。

農業経営に関連する民間企業等との連携に当たっては、公的機関が担うべき部分と、民間企業等に委ねる部分とに役割を分担し、普及指導活動を展開するよう連携強化に努める。

また、農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、民間企業等との情報交換の場の設置や各専門分野における民間専門家の活用に努める。

オ 都道府県間の連携

農業革新支援専門員をはじめ普及指導員は、都道府県間の連携を推進するため農業革新支援専門員ネットワーク会議等へ参画し、他の都道府県との情報交換に努めるとともに、行政区域を越えた広域的な課題に関する情報提供や研修講師の派遣依頼等に可能な限り協力する。

カ 普及指導計画の策定と評価

(ア) 普及指導計画の策定

普及指導センターは、地域の課題と目標、普及指導活動の対象者、目標達成のための活動方法及び活動に要する普及指導員の配置や関係機関との役割分担等の活動体制を記載した普及指導計画を毎年度策定する。普及指導活動の目標は、可能な限り定量的に設定する。

普及指導活動の対象者は、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高い次のものに重点化する。

- ・ 認定農業者、青年農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業者
- ・ 法人化や連携・統合を目指す地域の担い手としての集落営農組織、JA出資型法人等
- ・ 認定新規就農者をはじめとした将来の担い手となる新規就農者、新規参入企業
- ・ 経営参画に意欲的な女性農業者

また、普及指導計画の策定に当っては、普及指導の対象者及び関係機関等との合意形成を図るとともに、普及指導活動の実施に必要な推進体制を整備する。

(イ) 普及指導計画の評価

普及指導員及び農業革新支援専門員は、チーム会、中間検討会等の機会に普及指導計画の進捗状況や成果目標の達成状況について内部評価を行い、活動方法や活動体制の改善を図る。

また、農業者等のニーズに対応し、高い成果を創出する普及指導活動とするため、外部有識者の幅広い視点から客観的な外部評価を受け、次年度以降の普及指導計画の改善を図るものとする。外部評価は毎年度、普及指導センター3カ所を対象に実施し、外部評価の結果は県ホームページ等において公表する。

(ウ) 重点プロジェクト計画の策定

県域での取組が必要な重要課題については、農業革新支援専門員が普及指導員と連携して「重点プロジェクト計画」を策定し、普及指導センターの普及指導計画に位置付け、重点プロジェクトチームで課題解決に取り組む。

キ 調査研究の適切な実施

調査研究は、普及指導活動及び普及指導員の資質向上に資するものとする。普及指導員は、地域の特性に応じた効果的な普及指導活動を実施するための手法や、農業に関する高度な技術及び知識をもとにして、それを実証する等の調査研究を積極的に実施し、その成果を有効に活用するよう努める。

第2 普及指導員の配置に関する事項

農業を取り巻く社会情勢の変化や急速な技術開発に即応し、農業者の高度で多様なニーズや地域課題へ効果的に対応できるよう、必要な資質を持つ普及指導員を確保し、地域において必要とされる専門分野等を考慮し、普及指導センター、農業革新支援センター、農業者研修教育施設への適正な配置に努める。

また、組織的な機能が発揮されるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努める。

1 普及指導員の職務

協同農業普及事業の基本は、普及指導員が農業者との信頼関係を構築しつつ、直接農業者に接して普及指導を行うことにある。

このため、普及指導員は、常に農業の現場にあって先進技術等を農業者に迅速かつ的確に普及するとともに、関係機関や地域リーダー等へ働きかけ、その先導役として地域の農業・農村に関する課題の解決を図っていくことが必要である。

このような基本認識のもと、普及指導員は次の職務を担う。

(1) 調査研究

普及指導員の機能が十分発揮できるよう、専門分野についての新たな技術や高度な技術の現地組立実証・適応試験、実態調査等を実施する。

また、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開するため、普及指導活動の方法（普及方法）に関する調査研究を実施する。

なお、調査研究の実施にあたっては、必要に応じて試験研究機関、農業者研修教育機関、大学、市町村、関係団体、民間企業等との連携を図る。

(2) 普及指導活動

高度で先進的な技術や知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使し、巡回指導、相談、実証展示、講習会の開催等により、直接農業者に接して農業生産方式の合理化及び農業経営や農村生活の改善のための普及指導を実施する。

また、試験研究機関や民間企業等と農業者や地域の関係機関等との連携を企画調整・推進し、関係者の役割分担を明確にして普及指導を実施する。

2 普及指導員の配置

(1) 普及指導員の配置

地域の実情に即して農業生産方式の合理化、農業経営及び農村生活に関する課題の解決を図る機能を有する普及指導員を各普及指導センターに配置する。

(2) 人事交流の促進

普及指導員の長期的な資質向上や組織的な機能の発揮等の観点から、普及指導員と研究員や関係行政職員等との人事交流を適切に実施する。

(3) 普及指導員の計画的な養成

普及指導センターに配置した新任期職員には、普及指導員の監督（トレーナー等）の下で普及指導活動に従事させることを通じて、現場での課題抽出から解決までの能力等の向上を図る。

3 農業革新支援専門員の配置

専門項目に関する高度で先進的な技術、知識をもとに広域で活動する普及指導員を、「農業革新支援専門員」として農業担い手支援課、環境農業推進課、農業イノベーション推進課、農産

物マーケティング戦略課に配置する。なお、農業革新支援専門員の名称については「専門技術員」を使用する。

(1) 農業革新支援専門員の業務内容

農業革新支援専門員は普及指導員の職務を基本としたうえで、次の役割を担う。

- ア 普及指導活動の総合的な企画調整等
- イ 研究機関・教育機関・行政機関等との連携及び企画調整
- ウ 研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応
- エ 重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案、実施、総括、指導
- オ 普及指導員等の資質向上のための研修等の企画立案、実施、総括、指導
- カ 先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップの構築（先進的な農業者からの相談・支援対応を含む。）

(2) 農業革新支援専門員の選定基準

農業革新支援専門員は、助長法第9条に規定する普及指導員の任用資格を有する者の中から、普及・研究・行政・教育の経験が通算10年以上で、かつ担当分野に関する高い知見や関係機関等との調整力を備えた者を選定する。

第3 普及指導員の資質向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するため、体系的に普及指導員の資質向上に取り組む。

なお、普及指導手当の制度については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることから、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図るためその適切な運用に努める。

1 人材育成計画

普及指導員の資質向上を図るため、「高知県普及指導員等に関する人材育成計画」（令和3年策定。以下「人材育成計画」という。）に基づき計画的かつ体系的な研修等を行う。

研修の実施にあたり、普及指導員の資質及び技術・知識等の習得状況を客観的に把握するため、人材育成計画の別表「普及指導員等の発展段階別習得確認表」を活用する。

また、普及指導員の任用資格を有する者を養成し確保するため、資格取得に向けた集合研修や、新任期職員を対象にトレーナーを中心とした個別育成チーム体制を整備するとともに、所内全体でOJTを計画的に実施する。なお、人材育成計画は、概ね5年ごとに見直すものとする。

2 向上を図るべき資質

全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質は次の事項とし、計画的かつ継続的な向上を図るものとする。

- (1) 農業及びその経営に関する高度な技術及び知識
- (2) 新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法
- (3) 地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法
- (4) 地域農業・農村について将来の展望に基づいた戦略を立案する手法

3 資質向上の方法

(1) 研修の実施

人材育成計画に基づき、研修体系を定め計画的に県及び職場段階での集合研修、自主企画研修、派遣研修及びOJT等を実施する。研修実施に際しては、ICTの活用等効果的かつ効率的な研修方法を検討する。

また、国と県の役割分担を踏まえ、国が行う研修を有効に活用するほか、先進的な農業者、大学、試験研究機関、民間企業等、多様な関係者・機関を活用する。

研修の実施にあたり、人材育成計画における発展段階に必要な研修受講の機会を確保するよう配慮するとともに、国研修の受講者による伝達研修の機会を設け、研修効果の波及を図る。

(2) 人事交流の促進

普及指導員の総合的な指導力の向上を図る観点から、普及指導員と研究員や関係行政職員等との人事交流を適切に実施する。

(3) 普及指導員の自主的な資質向上

普及課・所長は、普及指導活動に資する各種資格取得等に関する情報提供や職員能力開発センターの実施する研修への参加を促す等、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長するよう努める。

(4) 農業革新支援専門員の育成

研修等の実施はもとより、プロジェクト活動、調査研究活動、他部局との人事交流等を通じ、全県的・全国的な農政推進を行うことのできる広い視野を醸成し、農業革新支援専門員として普及指導活動の総括を担うことのできる者の育成に努める。

第4 普及指導センター等の運営

1 普及指導センターの運営

(1) 普及指導センターの整備

県は、普及指導活動が組織的かつ機能的に実施できるよう、助長法第12条に規定する「普及指導センター」として県内5ヶ所の「農業振興センター農業改良普及課」、4ヶ所の「農業改良普及所」（以下、普及課・所）を設置し、現地での活動を本務とする普及指導員の活動拠点及び農業者に対するサービスの提供の場としてその整備に努める。

普及課・所は、普及指導活動がより効果的に実施されるよう、地区普及推進会議や各種研究会及び協議会等の場を活用して、先進的な農業者、関係機関・団体、普及指導協力委員、民間企業等との役割分担や連携の方法等に関して意見・情報交換を行うよう努める。

ア 普及課・所の事務

- ・調査研究及び普及指導活動により得られた知見の集約と、その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動
- ・農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供
- ・新規就農に向けた啓発、就農関連情報の提供、就農に関する相談、指導・助言、その他の就農を促進するための活動
- ・関係機関・団体等と連携し、産地や地域を総合的にコーディネートする活動

イ 普及課・所長の事務

- ・普及課・所長は、普及組織の長として事務執行の総括及び自ら普及指導員として普及事業を行う。

(2) スマート農業等に関する相談等への対応

普及課・所は、農業者等からのスマート農業に関する相談に対応するため、試験研究機関や民間等の専門家と連携し、必要な情報の収集・整理に努める。

(3) 退職者等の活用

普及課・所は、普及指導活動を補完する観点から、普及指導協力委員制度の活用等により、普及指導員OB等との連携に努める。

(4) 情報の収集及び発信

普及課・所は、全国的な情報通信ネットワークやこうち農業ネット、新聞、各種広報誌等の活用により、農業者への有用な情報の迅速かつ効率的な収集及び発信に努める。

(5) 各種行政施策への対応

普及指導員の発揮すべき機能を踏まえた上で、普及指導活動の一環として農業者等に対し補助事業、制度資金等の活用を支援する。

2 農業革新支援センターの運営

県は、農業革新支援専門員間の連携強化と総合的な機能の発揮のため、「農業革新支援センター」として「農業革新支援チーム」を組織する。

(1) 農業革新支援チームの事務

ア 県全体の普及事業の総合的な企画調整

イ 専門分野ごとの研究機関、教育機関、行政機関、民間企業、他の都道府県等との連携強化による専門技術の高度化や試験研究課題及び政策課題への反映、また、試験研究成果の普及に関する総合的な調整

ウ 普及指導員の資質向上のための研修等の企画調整及び実施

エ 普及課・所との連携による先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関す

る相談への対応

(2) 農業革新支援チーム長の事務

農業革新支援チーム長は、農業革新支援チームの事務執行の総括を行うとともに、全国会議等への参加等により情報収集及び発信に努め、国及び他の都道府県との連携を図る。

第5 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

1 研修教育の内容の充実強化等

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、先進的な農業経営者等による出前授業、現場での実習、農業生産工程管理（GAP）に関する教育、教育機関及び研究機関並びに企業と連携したスマート農業技術に関する研修等、多様化する学生や研修生等のニーズやレベルに応じた実践的・発展的な研修及び教育内容の充実強化に努める。また、そのための施設・設備等の整備を進める。

2 就農支援の取組の推進等

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、就農を希望する学生や研修生の円滑な就農のため、産地や農業法人等とのマッチング、普及課・所との連携等の就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう継続的に支援する。

3 農業高校等の生徒への研修機会の提供等

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業高校や普通高校等の生徒に対する研修機会の提供等を行う。

4 社会人等への研修機会の提供等

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、関係機関との連携・役割分担の下、社会人等に対する研修機会の提供等を行う。

5 農業者研修教育施設の学生等以外の就農希望者に対する研修の補完

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、当該施設の学生・研修生以外であって、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や普及課・所との連携・役割分担の下、必要に応じて研修を補完する。

6 先進的な農業者等による外部評価の実施

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、研修及び教育の内容、その成果、実施体制について先進的な農業者、卒業者、関係機関等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修及び教育内容を改善する。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業振興センター業務の推進

地域の農業・農村の振興を図るため、農業振興センター内の企画担当部署や基盤整備課と連携し、農業農村整備事業のフォローアップ等について、専門技術や手法を活用して対応する。
また、中山間対策に関する農業分野の課題に対し、専門技術や手法を活用して対応する。

2 他の部局や指導機関等との連携

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、畜産業・林業及び水産業に関する技術職員や地域支援企画員、移住促進課、鳥獣対策課、農業会議、商工会議所等との連携に努める。

3 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現を目指し、経営への参画に意欲的な女性農業者の取組を支援するとともに、地域の合意形成や計画づくりへ女性農業者の意見が反映されるよう取り組む。

4 学校教育との連携

次代を担う青年農業者の確保や、農業の役割や農村の多面的機能への正しい理解が得られるよう、小・中・高校生等を対象に、行政機関、教育機関、農業協同組合が行う食農教育や農作業体験学習、日本学校農業クラブ活動等に対して情報提供や助言を行い、農業・農村への関心を高めるよう努める。

別紙 協同農業普及事業において積極的に取り組む重点課題

重点課題	項目	取り組む内容
<p>(1) 生産力の向上と高付加価値化による産地の強化</p>	<p>ア Next 次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学び教えあう場の活用による環境制御技術の普及拡大 ○環境制御技術のレベルアップと省力化技術の研究開発への参画 ○次世代型ハウス等の整備に取り組む農業者、新規参入企業及び産地への技術指導及び相談対応
	<p>イ 環境保全型農業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○I P M技術の普及拡大 ○化学合成肥料・農薬等の投入低減の取組支援 ○有機農業に取り組む農業者等への支援 ○農業生産工程管理（G A P）の導入及びその実践による改善の取組支援 ○農産物の安全性向上に向けた取組支援 ○地球温暖化に対応するための生産安定技術及び適切な病害虫防除体系の確立
	<p>ウ 園芸品目別総合支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○野菜園芸品目の総合戦略支援 ○特産果樹の生産振興 ○花きの生産振興 ○新技術・新品種の実証・導入やコスト低減技術の確立による新たな生産・流通体制の革新支援 ○生産から流通・販売に係る産地の課題解決に向けた取組支援
	<p>エ 水田農業の振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○酒造好適米の生産振興 ○水田の有効活用に向けた有望品目への転換支援
	<p>オ 6次産業化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者が取り組む加工・直売等による地域の農産物等を活用した新たな価値の創出や、6次産業化の取組支援 ○直販所支援の強化
<p>(2) 中山間地域の農業を支える仕組みの再構築</p>	<p>ア 集落営農組織等の整備推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○集落営農の組織化や中山間農業複合経営拠点の整備及び活動支援 ○集落営農塾の支援
	<p>イ 集落営農組織等の法人化の推進と経営発展への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○集落営農組織の法人化及び中山間農業複合経営拠点の経営改善を促す事業戦略の策定・実行支援

	<p>ウ 組織間連携の推進と連携の中核となる組織の育成</p> <p>エ スマート農業の普及推進</p> <p>オ 中山間地域に適した農産物等の生産振興</p>	<p>○地域農業戦略の策定と実行支援</p> <p>○地域農業戦略に基づく中核組織への支援</p> <p>○スマート農業（ICT、機械化、省力化技術を含む）の実証と実装支援</p> <p>○土佐茶産地の振興</p>
<p>(3) 流通・販売の支援強化</p>	<p>ア 「園芸王国高知」を支える市場流通への取組支援</p> <p>イ 直接取引等多様な流通への取組支援</p> <p>ウ 農産物の輸出拡大に向けた取組支援</p>	<p>○産地を支える集出荷システム構築への取組支援</p> <p>○直販店等を活用した農産物の地産外商の取組支援</p> <p>○高品質やブランド力など「強み」のある農産物づくりに向けた産地の取組支援</p> <p>○産地や農業者が取り組む消費者・実需者のニーズの把握、商品開発、流通形態の改善、販売促進等の活動支援</p> <p>○農産物の輸出に向けた産地の取組支援</p>
<p>(4) 多様な担い手の確保・育成</p>	<p>ア 新規就農者の確保・育成</p> <p>イ 労働力の確保に向けた取組支援</p>	<p>○産地提案型担い手確保対策による新規就農希望者及び新規参入企業等への就農相談活動の強化</p> <p>○関係機関との連携による受入体制の整備</p> <p>○親元就農者の確保・育成に向けた取組支援</p> <p>○雇用就農者の確保・育成に向けた取組支援</p> <p>○新規就農を支援する事業の活用による定着支援（指導農業士や農業担い手育成センター等の研修教育施設との連携）</p> <p>○新規就農者及び新規参入企業等の経営安定に向けた農業技術及び経営指導</p> <p>○JA無料職業紹介所と連携した労働力の確保に向けた取組支援</p> <p>○農福連携の推進支援</p> <p>○外国人材の受入農家への取組支援</p>

	ウ 家族経営体の強化及び法人経営体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業者、法人経営や法人化を目指す農業者に対し、効率的かつ安定的な農業経営への取組み支援 ○青年及び女性農業者のネットワークの強化やリーダーの育成 ○女性農業者の活躍支援 ○次世代の農業経営者となる担い手への経営継承の取組支援
(5) 農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保	<p>ア 基盤整備への合意形成支援</p> <p>イ 担い手への農地集積支援</p> <p>ウ 農地等地域資源の維持管理の取組支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ニーズの把握とほ場整備の実施に向けた地域の合意形成支援 ○産地、JA、指導農業士、農業委員会、農地中間管理機構等と連携した空きハウス等、農地に関する情報の収集・共有及び発信の仕組みづくりや基盤整備後の優良農地の担い手への集積支援 ○生産基盤の維持に取り組む地域に対して情報提供等による活動支援
(6) 地域特性を生かした農業・農村の振興（大規模自然災害等への対応）	<p>ア 地域特性を生かした品目の生産や地域資源の活用等による所得向上の取組支援</p> <p>イ 地域ぐるみで取組む鳥獣被害対策の推進</p> <p>ウ 自然災害や感染症等のリスクに備える取組の推進及び被災後の復旧支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都市と農村の交流等の多様な関係者が連携した農業・農村を支える活動への支援 ○地域資源（伝統作物・料理、景観等）を活用した新たな価値の創出や農村振興に関する取組支援 ○遊休農地の有効活用や人・農地プランの作成・見直しに必要な地域の合意形成支援 ○鳥獣被害対策を実施するための関係機関等との連携体制整備や地域の合意形成支援 ○関係機関と連携した鳥獣被害対策の実践指導 ○南海大地震や気象災害等に備えた農業被害軽減対策の実施支援 ○被災後の復旧に向けた地域の合意形成や営農再開のための技術支援 ○新型コロナウイルス感染症に係る様々なリスク軽減対策の実施支援